

はちみつ類品質表示基準実施要領

1 表示すべき商品

はちみつ類

2 表示すべき事項

はちみつ類（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）等、他の法令に定めるもののほか、東京都消費生活条例（平成6年東京都条例第110号。以下「条例」という。）の定めるところにより、次の事項を表示する。

(1) 品名

(2) 原材料の割合又は重量

3 表示方法等

表示すべき事項の表示方法等は次のとおりとする。

(1) 適用範囲

① 条例の適用範囲

「はちみつ類」の適用範囲は、はちみつ、精製はちみつ、加糖はちみつ、巣はちみつ及び巣はちみつ入りはちみつとする。

参考：はちみつ類の定義

ア はちみつ

みつばちが植物の花みつを採集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物質をいう。
(はちみつに精製はちみつ又はローヤルゼリー、花粉、香料、果汁若しくはビタミンを加えたものを含む。)

イ 精製はちみつ

はちみつから臭い、色等を取り除いたものをいう。

ウ 加糖はちみつ

はちみつに異性化液糖その他の糖類を加えたものであって、はちみつの含有量が重量百分比で60パーセント以上のものをいう。

エ 巣はちみつ

新しく作られて幼虫のいない巣房にみつばちによって貯えられたはちみつで、巣全体又は一部を封入したまま販売されるものをいう。

オ 巣はちみつ入りはちみつ

はちみつに巣はちみつを加えたものをいう。

② 品名の適用範囲

はちみつ類のうち、精製はちみつ、加糖はちみつ、巣はちみつ及び巣はちみつ入りはちみつに適用する。

③ 原材料の割合又は重量の適用範囲

精製はちみつを使用したはちみつ類、加糖はちみつ、巣はちみつ入りはちみつ及び製品に占める重量割合で0.05パーセント以上のローヤルゼリー、0.1パーセント以上の花粉若しくは果汁を使用又は添加したはちみつ類に適用する。

(2) 表示方法

① 品名

精製はちみつにあつては「精製はちみつ」と、加糖はちみつにあつては「加糖はちみつ」と、巣はちみつにあつては「巣はちみつ」と、はちみつに巣はちみつを加えたものにあつては「巣はちみつ入りはちみつ」と表示すること。

② 原材料の割合又は重量

精製はちみつを使用したはちみつ類においては精製はちみつの、加糖はちみつにおいては使用した糖類の、巣はちみつ入りはちみつにおいては巣はちみつの原材料に占める重量の割合を表示し、製品に占める重量割合で0.05パーセント以上のローヤルゼリー、0.1パーセント以上の花粉若しくは果汁を使用又は添加したはちみつ類においてはローヤルゼリー、花粉若しくは果汁の原材料に占める重量又は重量の割合を表示する。使用する単位は、「パーセント」又は「グラム」とする。

《表示例》

- ・原材料の割合 砂糖○%
- ・原材料の重量 ローヤルゼリー○g

(3) 表示場所

2の規定により表示すべき事項は、容器又は包装の見やすい箇所に印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法により表示すること。

また、品名の表示事項は、基準に基づく名称（品名）欄に、それ以外の表示事項は、次のいずれかの方法で表示すること。

- ① 基準に規定されている原材料名欄において「精製はちみつ」の文字、糖類を表示する文字若しくは「巣はちみつ」の文字、「ローヤルゼリー」の文字、「花粉」の文字若しくは「○○果汁」の文字の次に括弧を付して表示
- ② 基準に規定されている一括表示枠内に項目名を設けて表示
- ③ 基準等に規定されている表示事項に近接した箇所に項目名を設けて表示

(4) 文字の大きさ及び配色

表示に用いる文字は、日本産業規格 Z 8 3 0 5（活字の基準寸法）に規定する 8 ポイント以上の活字以上の大きさの文字で、背景の色と対照的な色とすること。

4 施行年月日

昭和 5 8 年 1 0 月 1 日

平成 3 年 7 月 1 日 一部改正

平成 8 年 1 1 月 1 日 一部改正

平成 1 3 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 5 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 8 年 5 月 1 0 日 一部改正

令和 元年 7 月 1 日 一部改正